

エネルギーの使用の合理化に関する法律改正(運輸分野)の概要

改正のポイント

一定規模以上の輸送能力を有する輸送者(自家物流を含む)に省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の定期報告等の義務づけ

一定規模以上の貨物輸送を発注する荷主にもモーダルシフト、営自転換の促進等の観点から発注にかかる省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の報告等の義務づけ

企業に自家用自動車対策として公共交通機関の利用推進等の努力義務

改正概要

輸送者の判断基準

- 省エネ目標
省エネ措置
- ・低公害車等の導入
 - ・エコドライブの推進
 - ・貨物積載効率の向上
 - ・空輸送の縮減
- 等
- 貨物、旅客別、
輸送機関別に
作成

一定規模以上の輸送能力
を有する輸送者

荷主の判断基準

- 省エネ目標
省エネ措置
- ・モーダルシフト、営自転換
 - ・共同発注等への取組
- 等

一定規模以上の貨物輸送を
発注する荷主

省エネ計画の作成

企業に公共交通機関の
利用推進等の努力義務

主務大臣への報告

エネルギー使用量(原単位)

省エネ措置の取組状況

省エネの取組が著しく遅れている場合
勧告、命令、罰則

参考1